

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
(中略)	(同左)
<b>第 06 章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務</b>	<b>第 06 章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務</b>
(中略)	(同左)
<u>個⑥ 119 ①特定外国子会社等に係る課税対象金額に関する明細書</u>	(新設)
<u>個⑥ 120 ②特定外国子会社等の判定に関する明細書 (付表 1)</u>	(新設)
<u>個⑥ 121 ③統括会社及び被統括会社の状況等に関する明細書 (付表 2)</u>	(新設)
<u>個⑥ 122 ④特定外国子会社等に係る部分課税対象金額の計算に関する明細書</u>	(新設)
<u>個⑥ 123 ⑤特定課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の総収入金額不算入額の計算に関する明細書</u>	(新設)
<u>個⑥ 124 ⑥間接特定課税対象金額の計算に関する明細書</u>	(新設)
<u>個⑥ 125 ⑦特殊関係内国法人の状況等に関する明細書</u>	(新設)
<b>第 12 章 更正、決定等事務</b>	<b>第 12 章 更正、決定等事務</b>
(中略)	(同左)
<u>(削除)</u>	<u>個⑫ 039-02 更正決定等通知書 (付表の九の二 (平成 22 年分) )</u>
<u>(削除)</u>	<u>個⑫ 039-04 更正決定等通知書 (付表の九の二 (平成 23 年分) )</u>
(中略)	(同左)
<u>(削除)</u>	<u>個⑫ 047 特別還付金の 通知書</u>
<u>(削除)</u>	<u>個⑫ 049 特別還付金の 通知書 (変更決定・請求用)</u>
<u>(削除)</u>	<u>個⑫ 051 特別還付金の 通知書 (変更決定・職権用)</u>
(後略)	(同左)

改正後

改正前

個⑥ 119 ①特定外国子会社等に係る課税対象金額に関する明細書  
(表面)

(新設)

① 特定外国子会社等に係る課税対象金額の計算に関する明細書

( 年分) 氏名

特 定 外 国 子 会 社 等 の 状 況									
本店又は主たる事務所の所在地	名 称	1		主 たる 事 業	4				
	国 名 又 は 地 域 名	2		所得に対する租税の負担割合 (付表1「22」又は「23」)	5			%	
	所 在 地	3		事 業 年 度	6		.	.	
適 用 除 外 の 判 定									
事業基準	特定事業を主たる事業とする 特定外国子会社等の該当・非該当	7	該当・非該当	非 関 連 者 基 準	対 象 取 引 の 種 類	10			
					対 象 取 引 に 係 る 収 入 金 額 又 は 支 出 金 額	11			
実体基準	本店又は主たる事務所の所在 する国又は地域における固定 施設の有無及びその内容	8		基 準	(1)のうち非関連者取引に 係る収入金額又は支出金額	12			
					非 関 連 者 取 引 割 合 $\frac{(12)}{(11)}$	13		%	
管理支配	本店又は主たる事務所の所在 する国又は地域における事業 の管理、支配及び運営の状況	9		所 在 地 国	本店又は主たる事務所の 所在する国又は地域に おける事業活動の状況	14			
株式等の保有又は卸売業を主たる事業とする統括会社の該当・非該当					15			該当・非該当	
平成29年旧措置法第40条の4第3項の適用の有無					16			有・無	
課 税 対 象 金 額 の 計 算									
加 算	所得計算上の適用法令	17	本邦法令・外国法令	基 準 所 得 金 額 (18) + (22) - (27)	28				
	当期の利益若しくは 欠損の額又は所得金額	18		繰越欠損金の当期控除額 (付表1「29の計」)	29				
	損金の額に算入した 法人所得税の額	19			当期中に納付することとなる 法 人 所 得 税 の 額	30			
		20		当期中に還付を受けることとなる 法 人 所 得 税 の 額		31			
	小 計	22				適 用 対 象 金 額 (28) - (29) - (30) + (31)	32		
	減 算	益金の額に算入した 法人所得税の還付額	23		調 整 金 額	33			
		控除対象配当等の額	24			課 税 対 象 金 額 ( (32) - (33) ) × 付表1「27」の「本人」の欄	34		
			25						
		小 計	27						
	平成29年旧措置法第40条の4第1項の適用を受ける課税対象金額					35			( 円)

【注意】この明細書の各欄中金額を記載するものにあつては、その金額に係る通貨の単位を表示してください。

(平成30年分以降用)

改正後

改正前

(裏面)

特定外国子会社等に係る課税対象金額の計算に関する明細書

- 1 この明細書は、平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第40条の4第1項に規定する特定外国子会社等（以下「特定外国子会社等」といいます。）の株式等を有する居住者が平成29年旧措置法第40条の4第1項又は第3項から第5項まで《居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 各欄中金額を記載するものにあつては、「平成29年旧措置法第40条の4第1項の規定の適用を受ける課税対象金額35」の括弧書きを除き、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 3 「所得に対する租税の負担割合5」は、「②特定外国子会社等の判定に関する明細書（付表1）」の「22」又は「23」の割合又は税率を記載します。
- 4 居住者が卸売業を主たる事業とする平成29年改正前の措置法令（以下「平成29年旧措置法令」といいます。）第25条の22第4項《特定外国子会社等の事業の判定等》に規定する統括会社に該当する平成29年旧措置法第40条の4第1項に規定する特定外国子会社等の同項に規定する適用対象金額につき同条第3項の規定の適用を受ける場合は、次により記載してください。
  - (1) 「11」及び「12」は記載を要しません。
  - (2) 「非関連者取引割合<sup>(12)</sup>/<sub>(11)</sub>13」は、「③統括会社及び被統括会社の状況等に関する明細書（付表2）」の「43」の割合を記載します。
- 5 「適用除外の判定」の「7」から「15」までの各欄は、特定外国子会社等が平成29年旧措置法第40条の4第3項の規定の適用があるかどうかの判定を行うために記載し、その判定の結果を「16」に表示します。
- 6 「当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額18」には、特定外国子会社等に係る平成29年旧措置法令第39条の15第1項第1号又は第25条の20第2項《特定外国子会社等の適用対象金額の計算》の規定により計算した所得の金額又は欠損の金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 7 「控除対象配当等の額24」は、平成29年旧措置法令第25条の20第3項に規定する控除対象配当等の額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 8 「繰越欠損金の当期控除額29」は、「28」の金額を限度として記載します。なお、その金額は「②特定外国子会社等の判定に関する明細書（付表1）」の「当期控除額29」の「計」の金額と一致します。
- 9 「調整金額33」は、平成29年旧措置法令第25条の20第4項第1号に規定する調整金額を記載します。
- 10 「課税対象金額34」は、「適用対象金額32」から「調整金額33」を控除した残額に「②特定外国子会社等の判定に関する明細書（付表1）」の「27」の「本人」の欄の割合を乗じた金額を記載します。
- 11 居住者が平成29年旧措置法第40条の7《特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。

改正後

改正前

個⑥ 120 ②特定外国子会社等の判定に関する明細書 (付表1)  
(表面)

(新設)

② 特定外国子会社等の判定に関する明細書 (付表1)

( 年分)

氏名

【注意】

この明細書の各欄中金額を記載するものにあつては、その金額に係る通貨の単位を表示してください。

外国関係会社の名称		1	外国関係会社の事業年度		2	・	・		
			本店所在地における法人の所得に対する税の有無		3	有	無		
所得に対する租税の負担割合の計算									
所得金額の計算	当期の所得金額	4		租税の額の計算	本店所在地の外国法人税の額	16			
	当期の決算上の利益又は欠損の額	5			実際に納付する外国法人税の額	17	( )	%	
	本店所在地における課税所得金額	6			所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額	18			
	非課税所得の金額	7			納付したものとみなして本店所在地の外国法人税の額から控除される額	19			
	損金の額に算入した支払配当等の額	8			減免された外国法人税の額のうち租税条約の規定により納付したものとみなされるもの	20			
	損金の額に算入した外国法人税の額	9			本店所在地国外において納付する外国法人税の額	21			
	保険準備金繰入限度超過額	10			租税の額 (16)から(20)までの合計額	22		%	
	保険準備金取崩不足額	11			所得に対する租税の負担割合 (1) / (5)	23			
	小計	12			(1)が零又は欠損金額となる場合には、その行う主たる事業に係る収入金額から所得が生じたとした場合に適用される税率				
	減 (6)のうち配当等の額	13							
	益金の額に算入した還付外国法人税の額	14							
	小計	15							
	所得の金額 (5)+(11)-(14)								
	株式等の保有割合				欠損金額の内訳				
	氏名又は名称	直接間接の区分	発行済株式等の保有割合		議決権株式等又は請求権株式等の保有割合	請求権案保有株式等の保有割合	事業年度	控除未済欠損金額	当期控除額
24		25	26	27	28	29	30		
同族株主グループ	本人	直接・間接	%	%	%	・	・	・	
		直接・間接				・	・	・	
		直接・間接				・	・	・	
		直接・間接				・	・	・	
	計					・	・	・	
その他の内国法人及び居住者等		直接・間接				・	・	・	
		直接・間接				・	・	・	
		直接・間接				・	・	・	
		直接・間接				・	・	・	
	計					計			
合計					合計				

(平成30年分以降用)

改 正 後	改 正 前
<p>(裏面)</p> <p style="text-align: center;"><b>特定外国子会社等の判定に関する明細書（付表1）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この明細書は、居住者が平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第40条の4第2項第1号（居住者の特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入）に規定する外国関係会社（以下「外国関係会社」といいます。）について同条第1項に規定する特定外国子会社等に該当するかどうかの判定を行う場合又は同項に規定する特定外国子会社等の各事業年度における平成29年改正前の措置法令（以下「平成29年旧措置法令」といいます。）第25条の20第5項第1号（特定外国子会社等の適用対象金額の計算）に規定する欠損金額の当期控除額を計算する場合に記載します。</li> <li>2 各欄中金額を記載するものにあつては、外国関係会社の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。</li> <li>3 「本店所在地における法人の所得に対する税の有無3」は、外国関係会社の本店所在地（その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいいます。以下同じ。）において法人の所得に対して課される税が存在しない場合は、「無」を○で囲み、以下「4」から「21」までの各欄の記載は要しません。</li> <li>4 「本店所在地における課税所得金額5」には、外国関係会社の本店所在地の外国法人税に関する法令（その外国法人税に関する法令が2以上ある場合には、そのうち主たる外国法人税に関する法令をいいます。以下「本店所在地の法令」といいます。）の規定により計算した所得の金額を記載します。</li> <li>5 「非課税所得の金額6」には、外国関係会社の本店所在地の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額を記載します。</li> <li>6 「(6)のうち配当等の額12」は、平成29年旧措置法令第25条の19第2項第1号イ（特定外国子会社等の範囲）に掲げる所得の金額から除かれる同号イに規定する配当等の額を記載します。</li> <li>7 平成29年旧措置法令第25条の19第2項第3号に規定する場合に該当するときは、「所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額17」には、その本店所在地の所得の額に応じて高くなる外国法人税（法人税法第69条第1項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいいます。以下同じ。）の税率のうち最高税率を用いて算定した税額から「実際に納付する外国法人税の額16」の金額を控除した残額を記載するとともに、その用いた最高税率を同欄の括弧内に記載します。</li> <li>8 「納付したものとみなして本店所在地の外国法人税の額から控除される額18」には、外国関係会社の本店所在地の法令によりその外国関係会社が納付したものとみなしてその本店所在地の外国法人税の額から控除される額を記載します。</li> <li>9 「減免された外国法人税の額のうち租税条約の規定により納付したものとみなされるもの19」には、外国関係会社が当該事業年度においてその本店所在地において軽減され、又は免除された外国法人税の額で、租税条約の規定によりその外国関係会社が納付したものとみなされる額を記載します。</li> <li>10 「本店所在地外において納付する外国法人税の額20」には、外国関係会社がその本店所在地以外の国又は地域において課された外国法人税の額から「(6)のうち配当等の額12」の金額（当該国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に限りです。）に対して課された外国法人税の額を控除した残額を記載します。</li> <li>11 平成29年旧措置法令第25条の19第2項第4号に規定する場合に該当するときは、「(5)が零又は欠損金額となる場合には、その行う主たる事業に係る収入金額から所得が生じたとした場合に適用される税率23」には、外国関係会社の主たる事業に係る収入金額（その収入金額が「(6)のうち配当等の額12」の金額である場合には、その外国関係会社のその収入金額以外の収入金額）から所得が生じたとした場合にその所得に対して適用される本店所在地の外国法人税の税率を記載します。この場合には、「16」から「22」までの各欄の記載は要しません。</li> <li>12 「発行済株式等の保有割合25」は、平成29年旧措置法第40条の4第1項に規定する特定外国子会社等（以下「特定外国子会社等」といいます。）の株主等である内国法人及び居住者並びに平成29年旧措置法第40条の4第2項第1号に規定する特殊関係非居住者が直接及び間接に有する当該特定外国子会社等の株式等（同条第1項に規定する株式等をいいます。）に係る保有割合を記載します。この場合において、その保有割合の計算に関する明細を別添紙に記載して添付してください。</li> <li>13 「議決権株式等又は請求権株式等の保有割合26」は、特定外国子会社等が平成29年旧措置法第40条の4第2項第1号イからハまでに掲げる法人に該当する場合には、それぞれ同号イからハまでに定める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別添紙に記載して添付してください。</li> <li>14 「請求権勘案保有株式等の保有割合27」は、平成29年旧措置法令第25条の21第1項（居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額の計算等）に規定する割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別添紙に記載して添付してください。</li> <li>15 居住者が平成29年旧措置法第40条の7第1項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）に規定する外国関係法人について同項に規定する特定外国法人に該当するかどうかの判定を行う場合又は同項に規定する特定外国法人の各事業年度における平成29年旧措置法令第25条の26第2項第1号（特定外国法人の適用対象金額の計算）に規定する欠損金額の当期控除額を計算する場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。</li> </ol>	

改正後

改正前

個⑥ 121 ③統括会社及び被統括会社の状況等に関する明細書（付表2）  
（表面）

（新設）

③ 統括会社及び被統括会社の状況等に関する明細書（付表2）

（年分）		氏名		統括会社の状況等			
統括会社の名称	1		株	名称	所在地	直接間接の区分	発行済株式等の保有割合
本店又は主たる事務所の所在地	2		主	本人		8	9
主たる事業	3		等			直接・間接	%
事業年度	4	・	の			直接・間接	
本店所在地における統括業務に係る固定施設及びその業務に従事する者の有無	5	・	状			直接・間接	
株式等の所有を通じた関係を記載した書類の添付	6	有・無	況			直接・間接	
	7	有・無				直接・間接	
被統括会社の状況							
被統括会社の名称	10		株	名称等	所在地等	直接間接の区分	発行済株式等の保有割合
本店又は主たる事務所の所在地	11		主	統括会社		18	19
事業年度	12		等			直接・間接	%
事業内容	13	・	の			直接・間接	
事業に従事する者の有無	14	有・無	状			直接・間接	
統括業務の業務内容	15		況			直接・間接	
統括業務の支払対価	16	(円)				直接・間接	
	17					直接・間接	
被統括会社の名称	21		株	名称等	所在地等	直接間接の区分	発行済株式等の保有割合
本店又は主たる事務所の所在地	22		主	統括会社		29	30
事業年度	23		等			直接・間接	%
事業内容	24	・	の			直接・間接	
事業に従事する者の有無	25	有・無	状			直接・間接	
統括業務の業務内容	26		況			直接・間接	
統括業務の支払対価	27	(円)				直接・間接	
	28					直接・間接	
統括会社に係る事業基準及び非関連者基準の判定							
株式等の期末帳簿価額	32		卸非	卸売業に係る販売取扱金額又は仕入取扱金額	40		
(32)のうち被統括会社に係る株式等の期末帳簿価額	33	%	売業				
(33)のうち外国法人である被統括会社に係る株式等の期末帳簿価額	34	%	関				
(34)のうち外国法人である被統括会社に係る株式等の期末帳簿価額	35	%	連				
(35)のうち外国法人である被統括会社に係る株式等の期末帳簿価額	36	%	者				
被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額	37		事	(40)のうち非関連者取引に係る販売取扱金額又は仕入取扱金額	41		
(37)のうち外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額	38	%	業				
(38)のうち外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額	39	%	基				
(39)のうち外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額	40	%	準				
(40)のうち外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額	41	%	る				
株式等の期末帳簿価額	42		統	(41)のうち外国法人である被統括会社との取引に係る販売取扱金額又は仕入取扱金額	42		
(42)のうち被統括会社に係る株式等の期末帳簿価額	43	%	括				
(43)のうち外国法人である被統括会社に係る株式等の期末帳簿価額	44	%	会				
(44)のうち外国法人である被統括会社に係る株式等の期末帳簿価額	45	%	判				
(45)のうち外国法人である被統括会社に係る株式等の期末帳簿価額	46	%	社				
被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額	47		の	(46)のうち外国法人である被統括会社との取引に係る販売取扱金額又は仕入取扱金額	43		
(47)のうち外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額	48	%	定				
(48)のうち外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額	49	%					
(49)のうち外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額	50	%					
(50)のうち外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額	51	%					

（平成30年分以降以降用）

改正後

改正前

(裏面)

統括会社及び被統括会社の状況等に関する明細書(付表2)

- 1 この明細書は、居住者が平成29年改正前の措置法令(以下「平成29年旧措置法令」といいます。)第25条の22第4項《特定外国子会社等の事業の判定等》に規定する統括会社に該当する平成29年改正前の措置法(以下「平成29年旧措置法」といいます。)第40条の4第1項《居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入》に規定する特定外国子会社等の同項に規定する適用対象金額につき同条第3項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 各欄中金額を記載するものにあつては、「支払対価17」の括弧書及び「支払対価28」の括弧書を除き、統括会社又は被統括会社の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 3 この明細書には、平成29年改正前の措置法規則第18条の20第3項第4号《居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入の場合の添付書類等》に規定する関係を系統的に図示した書類を添付してください。

改正後

改正前

個⑥ 122 ④特定外国子会社等に係る部分課税対象金額の計算に関する明細書  
(表面)

(新設)

④ 特定外国子会社等に係る部分課税対象金額の計算に関する明細書

( 年分) 氏名

特定外国子会社等の名称		1	事業年度		2			
特 定 所 得 の 金 額 の 計 算								
所得の種類	剰余金の配当等	債券の利息	債券の償還差益	株式等の譲渡による所得	債券の譲渡による所得	特許権等の使用料	船舶又は航空機に貸付る	はのに備
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
収入金額	3							
(3)のうち特定所得に係る収入金額の合計額	4							
(4)に係る株式等又は債券の譲渡に係る原価の額の合計額	5	/	/	/		/	/	/
(4)に係る直接費用の額の合計額	6							
負債総額	当期に支払う負債利息の額の合計額	7			/			
	(7)のうち(6)に含まれる金額	8						
	総資産の帳簿価額	9						
	特定所得に係る株式等又は債券の帳簿価額等	10						
	$(7) \times \frac{(10)}{(9)} - (8)$ (マイナスの場合は0)	11						
特定所得の金額 (4)-(5)-(6)-(11) (マイナスの場合は0)	12							
一単位当たりの帳簿価額の算出の方法又は償却費計算上の適用法令	13	/	/	移動平均法 ・ 総平均法	移動平均法 ・ 総平均法	移動平均法 ・ 総平均法	本邦法令 ・ 外国法令	本邦法令 ・ 外国法令
部 分 課 税 対 象 金 額 の 計 算 等								
部分適用対象金額に係る適用除外の判定	収入基準	部分適用対象金額に係る収入金額の合計額 ( (4)欄(12)欄が零のものを除く。 )の合計	14	( 円)	部分課税対象金額の計算	請求権勘案保有株式等の保有割合 (付表1「27」の「本人」の欄)	19	%
	所得基準	税引前当期利益の額	15			$(17) \times (19)$	20	
		$(15) \times 5\%$	16					
	部分適用対象金額 (12)欄の合計	17				課税対象金額 特定外国子会社等に係る課税対象金額の計算に関する明細書の「4」	21	
	平成29年旧措置法第40条の4 第5項の適用の有無	18	有 ・ 無			部分課税対象金額 (20)と(21)のうち少ない金額	22	( 円)

(平成30年分以降用)

改正後

改正前

(裏面)

**特定外国子会社等に係る部分課税対象金額の計算に関する明細書**

- 1 この明細書は、平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第40条の4第1項各号（居住者の特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入）に掲げる居住者に係る同項に規定する特定外国子会社等が同条第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合に記載します。
- 2 各欄中金額を記載するものにあつては、「部分適用対象金額に係る収入金額の合計額14」の括弧書及び「部分課税対象金額22」の括弧書を除き、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 3 「収入金額3」の各欄は、平成29年旧措置法第40条の4第4項各号の剰余金の配当等の額の合計額、債券の利子の額の合計額、債券の償還差益の額の合計額、株式等の譲渡対価の額の合計額、債券の譲渡対価の額の合計額、特許権等の使用料の合計額及び船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額をそれぞれ記載します。
- 4 「4の①」から「4の⑤」までの各欄は、「収入金額3」の金額から平成29年旧措置法第40条の4第1項に規定する特定外国子会社等（以下「特定外国子会社等」といいます。）が行う事業（平成29年旧措置法第40条の4第3項に規定する特定事業を除きます。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じた金額を除いた金額を記載します。
- 5 「9の①」及び「9の②」の各欄は、特定外国子会社等の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額を記載し、「9の③」は、特定外国子会社等の債券（「4の③」の金額に係るものに限り、以下同じ。）の償還（買入消却を含みます。以下同じ。）の日を含む事業年度の前事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額（当該償還の日を含む事業年度において取得をした債券がある場合には、当該総資産の帳簿価額に当該債券の当該償還の直前に会計帳簿に記載された金額を加算した金額）を記載します。
- 6 「10の①」及び「10の②」の各欄は、特定外国子会社等が当該事業年度終了の時において有する株式等（「4の①」の金額に係るものに限り、以下同じ。）及び債券（「4の②」の金額に係るものに限り、以下同じ。）の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額を記載し、「10の③」は、特定外国子会社等が償還の直前において有する債券（「4の③」の金額に係るものに限り、以下同じ。）の当該直前に会計帳簿に記載された金額の合計額を記載します。
- 7 「税引前当期利益の額15」は、平成29年改正前の措置法令第25条の22の2第21項（特定外国子会社等の部分適用対象金額の計算等）に規定する所得の金額を記載します。
- 8 「請求権勘案保有株式等の保有割合19」には、「②特定外国子会社等の判定に関する明細書（付表1）」の「27」の本人の欄の割合を記載します。
- 9 「課税対象金額21」には、「①特定外国子会社等に係る課税対象金額の計算に関する明細書」の「34」の金額を記載します。
- 10 平成29年旧措置法第40条の7第1項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）に規定する特殊関係株主等である居住者に係る同項に規定する特定外国法人が同条第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。

改正後

改正前

個⑥ 123 ⑤特定課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の総収入金額不算入額の計算に関する明細書  
(表面)

(新設)

⑤ 特定課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の総収入金額不算入額の計算に関する明細書

( 年分) 氏名

外国法人の名称	1			本店たる 又事務所 は務在	国名又は地域名	3		
外国法人の事業年度	2	:	:		所在地	4		
配当日	5	.	.	.	.	.	.	計
剰余金の配当等の額	6							
特定課税対象金額	7	10の合計	9の①	9の②	9の③			
(6)と(7)のうち少ない金額	8							
差引 (7) - (8)	9	①	②	③				
間接特定課税対象金額	10	間接特定課税対象金額の計算に関する 明細書の「9」		12の①	12の②	12の③		
((6)-(8)と10のうち少ない金額	11							
差引 10 - 11	12	①	②	③				
総収入金額不算入額 (8) + 11	13	( 円)	( 円)	( 円)	( 円)			
特定 課税 対象 金額 の 明細	請求権勘案直接保有株式等又は請求権 等勘案直接保有株式等の保有割合	14	%	本 年 発 生 額	15			
	年 分	前年繰越額又は本年発生額		本年控除額	翌 年 繰 越 額 (16-17)			
		16		17	18			
	年分 (3年前)							
	年分 (2年前)							
	年分 (前年)							
	計							
本 年 分	15							
合 計								

(平成30年分以降用)

改正後	改正前
<p>(裏面)</p> <p style="text-align: center;"><b>特定課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の総収入金額不算入額の計算に関する明細書</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この明細書は、居住者が措置法第40条の5第1項又は第2項(居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額不算入)の規定の適用を受ける場合に記載します。</li> <li>2 各欄中金額を記載するものにあつては、「総収入金額不算入額13」の欄を除き、外国法人の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。</li> <li>3 「特定課税対象金額7」は、措置法第40条の5第1項各号に掲げる合計額(以下「特定課税対象金額」といいます。)を記載します。なお、特定課税対象金額を有しない場合には、「7」から「9」までの各欄は記載を要しません。</li> <li>4 「間接特定課税対象金額10」は、措置法第40条の5第2項第1号又は第2号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額に達するまでの金額(以下「間接特定課税対象金額」といいます。)を記載します。なお、間接特定課税対象金額を有しない場合には、「10」から「12」までの各欄は記載を要しません。</li> <li>5 「総収入金額不算入額13」は、措置法第40条の5第1項又は第2項の規定により総収入金額に算入されない金額の合計額を記載します。</li> <li>6 「請求権勘案直接保有株式等又は請求権等勘案直接保有株式等の保有割合14」は、「2」の事業年度終了の時における措置法令第25条の23第1項(剰余金の配当等の額の控除)に規定する割合を記載します。</li> <li>7 「本年発生額15」は、「①特定外国子会社等に係る課税対象金額の計算に関する明細書」の「32」(同明細書「33」の金額がある場合には、当該金額を控除した後の金額)又は「④特定外国子会社等の係る部分課税対象金額の計算に関する明細書」の「17」の金額に「請求権勘案直接保有株式等又は請求権等勘案直接保有株式等の保有割合14」の割合を乗じた金額を記載します。ただし、平成29年改正前の措置法第40条の4第4項(居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入)の規定を受ける場合において、「④特定外国子会社等の係る部分課税対象金額の計算に関する明細書」の「20」の金額が同明細書「21」を上回るときは、同明細書「22」の金額に同明細書「19」の割合の逆数と「請求権勘案直接保有株式等又は請求権等勘案直接保有株式等の保有割合14」の割合とを乗じた金額を記載します。</li> <li>8 居住者が措置法第40条の8第1項又は第2項(特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。</li> </ol>	

改正後

改正前

個⑥ 124 ⑥間接特定課税対象金額の計算に関する明細書  
(表面)

(新設)

⑥ 間接特定課税対象金額の計算に関する明細書

( 年分) 氏名 \_\_\_\_\_

外国法人の名称		1	他の外国法人の名称		4
本たる所 店たる所 又は 主務所	国名又は地域名	2	本たる所 店たる所 又は 主務所	国名又は地域名	5
	所在地	3		所在地	6
間 接 特 定 課 税 対 象 金 額 の 明 細					
配当日の属する年		7	年	前二年内の各年分のうち 最も古い	
外国法人が他の外国法人から 受けた日		9	請求権 直接保有 株式割合	(9)×(10)	(11)のうち特例適用 配当等の額
外国法人が他の外国法人 から受けた剰余金の配当 等の額		10	間 接 保 有 割 合	(11)×(12)	間 接 配 当 等 (11)-(12)
			%		
合 計					
年 分		14	他の外国法人に係る課税 対象金額等	(14)×(15)	(16)のうち特例適用 配当等の額
			間 接 保 有 割 合		(16)-(17)
			%		
年分 (2年前)					
年分 (前年)					
計					
本 年 分					
合 計					
間 接 特 定 課 税 対 象 金 額 (13)の合計と(18)の合計のうち少ない金額				19	

(平成30年分以降)

改正後

改正前

(裏面)

間接特定課税対象金額の計算に関する明細書

- 1 この明細書は、居住者が措置法第40条の5第2項《居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額不  
算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額9」は、措置法令第25条の23第3項各号《剰余金の配当等  
の額の控除》に掲げる剰余金の配当等の額については、記載しません。
- 3 「請求権勘案直接保有株式等の保有割合10」は、措置法令第25条の23第4項に規定する直近配当基準日における同項  
に規定する割合を記載します。
- 4 「(11)のうち特例適用配当等の額12」は、措置法第40条の5第2項第1号に規定する前二年内の各年分に係る特例適  
用配当等の額（同号に規定する特例適用配当等の額をいう。以下同じ。）を合計した金額を記載します。
- 5 「間接保有割合15」は、措置法令第25条の23第6項若しくは第7項に規定する割合又は平成29年改正前の措置法令第  
25条の23第6項若しくは第7項に規定する割合を記載します。
- 6 「(16)のうち特例適用配当等の額17」は、措置法第40条の5第2項第2号ロに規定する前二年内の各年分に係る特例適  
用配当等の額を合計した金額を記載します。
- 7 居住者が措置法第40条の8第1項又は第2項《特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の  
特例》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。

改正後

改正前

個⑥ 125 ⑦特殊関係内国法人の状況等に関する明細書  
(表面)

(新設)

⑦ 特殊関係内国法人の状況等に関する明細書

( 年分)

氏 名 \_\_\_\_\_

(平成30年分以降用)

特殊関係内国法人の状況				
特殊関係内国法人の名称	1	特殊関係内国法人の事業年度	3	・ ・
特殊関係内国法人の本店又は主たる事務所の所在地	2	特定関係が生じた日	4	・ ・
特殊関係株主等の状況				
特殊関係株主等の氏名又は名称	居住者・非居住者・内国法人・外国法人の区分	特殊関係株主等の氏名又は名称	居住者・非居住者・内国法人・外国法人の区分	
5	6	7	8	
本 人	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人	
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人	
外国関係法人の状況				
外国関係法人の名称	本店又は主たる事務所の所在 国名又は地域名 所在地		外国関係法人の事業年度	特定外国法人の該当・非該当
9	10	11	12	13
			・ ・	該当 ・ 非該当
			・ ・	該当 ・ 非該当
			・ ・	該当 ・ 非該当
			・ ・	該当 ・ 非該当
			・ ・	該当 ・ 非該当
			・ ・	該当 ・ 非該当
			・ ・	該当 ・ 非該当
			・ ・	該当 ・ 非該当
			・ ・	該当 ・ 非該当
			・ ・	該当 ・ 非該当

改正後	改正前
<p>(裏面)</p> <p style="text-align: center;"><b>特殊関係内国法人の状況等に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、居住者が平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第40条の7（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。</p> <p>この場合において、平成29年旧措置法第40条の7第2項第2号に規定する特殊関係内国法人並びに同条第1項に規定する特殊関係株主等及び外国関係法人について、同項に規定する株式等の所有を通じたこれらの者の関係を系統的に図示した書類を別紙に記載して添付してください。</p>	



改正後

個⑫ 004 更正決定等通知書 (本表の一の二)  
(表面)

□□□□-□□□□  
殿

第 \_\_\_\_\_ 号 (整理番号)  
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
税務署長 \_\_\_\_\_ 印

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の減額申請の承認通知書

あなたが \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付でされた平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請については、次のとおり承認します。

この結果、この通知による承認後の予定納税額は、下の表の太い枠内ようになります。

区 分		㊦ 承認前の額	㊧ 承認後の額	㊨ 差引減少額 (㊦-㊧)
申告納税見積額		円	円	円
予定納税額	第 1 期			
	第 2 期			

本表の一の二

31.3

(裏面) (省略)

改正前

(同左)  
(表面)

□□□□-□□□□  
殿

第 \_\_\_\_\_ 号 (整理番号)  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
税務署長 \_\_\_\_\_ 印

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の減額申請の承認通知書

あなたが平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付でされた平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請については、次のとおり承認します。

この結果、この通知による承認後の予定納税額は、下の表の太い枠内ようになります。

区 分		㊦ 承認前の額	㊧ 承認後の額	㊨ 差引減少額 (㊦-㊧)
申告納税見積額		円	円	円
予定納税額	第 1 期			
	第 2 期			

本表の一の二

30.3

(同左)

改正後

個⑫ 006 更正決定等通知書（請求用 本表の一の三）  
（表面）

□□□-□□□□  
\_\_\_\_\_  
殿

第 \_\_\_\_\_ 号 (整理番号)  
\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

平成 \_\_\_\_年 分所得税及び復興特別所得税の更正通知書

あなたが \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付でされた平成 \_\_\_\_年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求については、下の表のとおり  
更正します。

この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内ようになります。

区 分		㊦ 更正前の額	㊧ 更正後の額	㊨ 増減(△印)差額 (㊦-㊧)	
所得金額	所得 ①	円	円		
	所得 ②				
	所得 ③				
	所得 ④				
	計 (総所得) ⑤				
	所得 ⑥				
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費(特例)控除 ⑦				
	社会保険料控除 ⑧				
	小規模企業共済等掛金 ⑨				
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑩				
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑪				
	配偶者控除 ⑫				
	配偶者特別控除 ⑬				
	扶養控除 ⑭				
	基礎控除 ⑮				
	所得控除額の計 ⑯				
	課税される所得金額 (㉑の金額を⑬、⑭から差し引く) ⑰				
	算出税額	⑰に対する税額 ⑱			
		⑱に対する税額 ⑲			
	所得税額から差し引かれる金額	計 ⑳			
		控除 ㉑			
控除 ㉒					
差引所得税額 (㉒-㉓-㉔-㉕) (引きれないときは0)	控除 ㉓				
	控除 ㉔				
災害減免額 ㉕					
再差引所得税額 (㉕-㉖) ㉖					
復興特別所得税額 (㉖×2.1%) ㉗					
所得税及び復興特別所得税の額 (㉖+㉗) ㉘					
外国税額控除 ㉙					
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ㉚					
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉚-㉛-㉜) ㉛					
所得税及び復興特別所得税の予定納税額	第 1 期 ㉜				
	第 2 期 ㉝				
所得税及び復興特別所得税の確定納税額 (㉛-㉞-㉟) ㉞	納付すべき税額 ㉞				
	還付金の額に相当する税額 ㉟				
差引減少(△印)する税額 (㉞-㉟) ㊱					

本表の一の三

31.3

(裏面) (省略)

改正前

(同左)  
(表面)

□□□-□□□□  
\_\_\_\_\_  
殿

第 \_\_\_\_\_ 号 (整理番号)  
平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

平成 \_\_\_\_年 分所得税及び復興特別所得税の更正通知書

あなたが平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付でされた平成 \_\_\_\_年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求については、下の表のとおり  
更正します。

この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内ようになります。

区 分		㊦ 更正前の額	㊧ 更正後の額	㊨ 増減(△印)差額 (㊦-㊧)	
所得金額	所得 ①	円	円		
	所得 ②				
	所得 ③				
	所得 ④				
	計 (総所得) ⑤				
	所得 ⑥				
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費(特例)控除 ⑦				
	社会保険料控除 ⑧				
	小規模企業共済等掛金 ⑨				
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑩				
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑪				
	配偶者控除 ⑫				
	配偶者特別控除 ⑬				
	扶養控除 ⑭				
	基礎控除 ⑮				
	所得控除額の計 ⑯				
	課税される所得金額 (㉑の金額を⑬、⑭から差し引く) ⑰				
	算出税額	⑰に対する税額 ⑱			
		⑱に対する税額 ⑲			
	所得税額から差し引かれる金額	計 ⑳			
		控除 ㉑			
控除 ㉒					
差引所得税額 (㉒-㉓-㉔-㉕) (引きれないときは0)	控除 ㉓				
	控除 ㉔				
災害減免額 ㉕					
再差引所得税額 (㉕-㉖) ㉖					
復興特別所得税額 (㉖×2.1%) ㉗					
所得税及び復興特別所得税の額 (㉖+㉗) ㉘					
外国税額控除 ㉙					
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ㉚					
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉚-㉛-㉜) ㉛					
所得税及び復興特別所得税の予定納税額	第 1 期 ㉜				
	第 2 期 ㉝				
所得税及び復興特別所得税の確定納税額 (㉛-㉞-㉟) ㉞	納付すべき税額 ㉞				
	還付金の額に相当する税額 ㉟				
差引減少(△印)する税額 (㉞-㉟) ㊱					

本表の一の三

30.3

(同左)

改正後

個⑫ 008 更正決定等通知書（一般用／本表の二）  
（表面）

□□□-□□□□	第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日	(整理番号)
殿	_____ 税務署長 _____ 印	

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の  
加算税の賦課決定 通知書

平成 \_\_\_\_\_ 年分の所得税及び復興特別所得税について、別表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の  
\_\_\_\_\_ 及び加算税の賦課決定をします。

なお、\_\_\_\_\_ 申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項及び第2項（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）並びに第6条の3第1項及び第2項（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。

この結果、この通知により 新たに納付すべき 税額は、下表のとおりになります。

本 税 の 額 <small>(別表第⑤の㉔欄の金額)</small>		円 ○ この新たに納付すべき税額は、_____年__月__日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。  ○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付してください。
加 算 税 の 額	申告加算税 <small>(別表第⑤の㉕欄の金額)</small>	
	重 加 算 税 <small>(別表第⑤の㉖欄の金額)</small>	

○ この処分の理由

本表の二

○ この処分は、\_\_\_\_\_ 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

31.3

( )枚のうち( )枚目

（裏面）（省略）

改正前

(同左)  
(表面)

□□□-□□□□	第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	(整理番号)
殿	_____ 税務署長 _____ 印	

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の  
加算税の賦課決定 通知書

平成 \_\_\_\_\_ 年分の所得税及び復興特別所得税について、別表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の  
\_\_\_\_\_ 及び加算税の賦課決定をします。

なお、\_\_\_\_\_ 申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項及び第2項（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）並びに第6条の3第1項及び第2項（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。

この結果、この通知により 新たに納付すべき 税額は、下表のとおりになります。

本 税 の 額 <small>(別表第⑤の㉔欄の金額)</small>		円 ○ この新たに納付すべき税額は、平成_____年__月__日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。  ○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付してください。
加 算 税 の 額	申告加算税 <small>(別表第⑤の㉕欄の金額)</small>	
	重 加 算 税 <small>(別表第⑤の㉖欄の金額)</small>	

○ この処分の理由

本表の二

○ この処分は、\_\_\_\_\_ 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

30.3

( )枚のうち( )枚目

(同左)

改正後

個⑫ 010 更正決定等通知書 (一般用/本表の二の二) (表面)

Stamp area with a grid of boxes for address or identification.

第 号 (整理番号) 年 月 日

税務署長 殿

平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正 加算税の賦課決定 通知書

平成 年分の所得税及び復興特別所得税について、下の表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の更正及び加算税の賦課決定をします。この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下の表の太い枠内ようになります。

Table with columns: 区, 分, ①更正前の額, ②更正後の額, ③増減(△印)差額. Rows include 所得金額, 所得控除額, 課税される所得金額, ⑩に対する税額, 所得税額から差し引かれる金額, 差引所得税額, 災害減免額, 復興特別所得税額, 所得税及び復興特別所得税の額, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額, 所得税及び復興特別所得税の申告納税額, 所得税及び復興特別所得税の予定納税額, 差引納付すべき税額又は減少する税額, 加算税の基礎となる税額, 加算税の割合, 加算税の額.

○ 納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行 (本店、支店、代理店及び歳入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署へ納付してください。また、本税 (上記⑩の太い枠内の金額) には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

Stamp area with a grid of boxes.

( ) 枚のうち ( ) 枚目

本表の二の二 31.3

(裏面) (省略)

改正前

(同左) (表面)

Stamp area with a grid of boxes.

第 号 (整理番号) 平成 年 月 日

税務署長 殿

平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正 加算税の賦課決定 通知書

平成 年分の所得税及び復興特別所得税について、下の表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の更正及び加算税の賦課決定をします。この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下の表の太い枠内ようになります。

Table with columns: 区, 分, ①更正前の額, ②更正後の額, ③増減(△印)差額. Rows include 所得金額, 所得控除額, 課税される所得金額, ⑩に対する税額, 所得税額から差し引かれる金額, 差引所得税額, 災害減免額, 復興特別所得税額, 所得税及び復興特別所得税の額, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額, 所得税及び復興特別所得税の申告納税額, 所得税及び復興特別所得税の予定納税額, 差引納付すべき税額又は減少する税額, 加算税の基礎となる税額, 加算税の割合, 加算税の額.

○ 納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行 (本店、支店、代理店及び歳入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署へ納付してください。また、本税 (上記⑩の太い枠内の金額) には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

Stamp area with a grid of boxes.

( ) 枚のうち ( ) 枚目

本表の二の二 30.3

(同左)



改正後

個⑫ 014 更正決定等通知書（本表の三の二）  
（表面）

□□□-□□□□  
殿

第\_\_\_\_号 (整理番号)  
\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長 印

平成\_\_\_\_年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書

平成\_\_\_\_年分所得税及び復興特別所得税の\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日の\_\_\_\_により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

なお、\_\_\_\_申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項及び第2項（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）並びに第6条の3第1項及び第2項（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内ようになります。

申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	○ 加重分等の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。 ○ この新たに納付すべき加算税の額は、____年____月____日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署に納付することになります。
	② 加算税の割合	%	
	③ 加算税の額(①×②)	円	
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額	円	
	⑤ 加算税の割合	%	
	⑥ 加重分の加算税の割合	%	
	⑦ 加算税の額(④×(⑤+⑥))	円	

○ この処分の理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

( )枚のうち( )枚目

31.3

本表の三の二

(裏面) (省略)

改正前

(同左)  
(表面)

□□□-□□□□  
殿

第\_\_\_\_号 (整理番号)  
平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長 印

平成\_\_\_\_年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書

平成\_\_\_\_年分所得税及び復興特別所得税の平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日の\_\_\_\_により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

なお、\_\_\_\_申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項及び第2項（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）並びに第6条の3第1項及び第2項（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内ようになります。

申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	○ 加重分等の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。 ○ この新たに納付すべき加算税の額は、平成____年____月____日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署に納付することになります。
	② 加算税の割合	%	
	③ 加算税の額(①×②)	円	
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額	円	
	⑤ 加算税の割合	%	
	⑥ 加重分の加算税の割合	%	
	⑦ 加算税の額(④×(⑤+⑥))	円	

○ この処分の理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

( )枚のうち( )枚目

30.3

本表の三の二

(同左)

改正後

改正前

個⑫ 021 更正決定等通知書 (別表)

(同左)

別表 平成 年分

別表 平成 年分

氏名 殿

氏名 殿

Table with 4 columns: 区分, 前の額, 後の額, 増減. Rows include 所得金額, 所得控除, 課税される所得金額, 算出税額, 所得税額から差し引かれる金額, 再差引所得税額, 復興特別所得税額, 外国税額控除, 申告加算税, 重加算税, 翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額, etc.

Table with 4 columns: 区分, 前の額, 後の額, 増減. Rows include 所得金額, 所得控除, 課税される所得金額, 算出税額, 所得税額から差し引かれる金額, 再差引所得税額, 復興特別所得税額, 外国税額控除, 申告加算税, 重加算税, 翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額, etc.

青・特農・白

青・特農・白

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

30.3

31.3

改正後

個⑫ 021-1 更正決定等通知書（別表）（減額申請の承認通知書用）

別表（減額申請の承認通知書用） 平成 年分 (整理番号) 氏名 殿

区 分		① 前の額	② 後の額	③ 増減（△印）差額 （② - ①）	
所得金額	所得 ①	円	円	/	
	所得 ②				
	所得 ③				
	所得 ④				
	所得 ⑤				
	計（総所得） ⑥				円
	所得 ⑦				
	所得 ⑧				
	所得 ⑨				
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費（特例）控除 ⑩			/	
	社会保険料控除 ⑪				
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑫				
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑬				
	配偶者控除 ⑭				
	配偶者特別控除 ⑮				
	扶養控除 ⑯				
	基礎控除 ⑰				
	所得控除額の計 ⑱				
	課税される所得金額	総所得 ⑲			
⑲の金額を⑯、⑰、⑱から順に控除	所得 ⑳				
	所得 ㉑				
	所得 ㉒				
算出税額	㉒に対する税額 ㉓				
	㉑に対する税額 ㉔				
	㉑に対する税額 ㉕				
	計 ㉖				
税金から差し引かれる金額	控除 ㉗				
	控除 ㉘				
	控除 ㉙				
差引所得税額（㉖ - ㉗ - ㉘ - ㉙） （引ききれないときは0）	㉚				
災害減免額、所得税に係る外国税額控除額	㉛				
所得税に係る源泉徴収税額	㉜				
再差引所得税額（㉚ - ㉛ - ㉜ - ㉝） （引ききれないときは0）	㉞				
㉞ × 2.1%	㉟				
申告納税見積額（㉞ + ㉟）	㊱			円	
予定納税額	第1期 ㊲				
	第2期 ㊳				

( ) 枚のうち ( ) 枚目

青特  
・農  
白

改正前

(同左)

別表（減額申請の承認通知書用） 平成 年分 (整理番号) 氏名

区 分		① 前の額	② 後の額	③ 増減（△印）差額 （② - ①）	
所得金額	所得 ①	円	円	/	
	所得 ②				
	所得 ③				
	所得 ④				
	所得 ⑤				
	計（総所得） ⑥				円
	所得 ⑦				
	所得 ⑧				
	所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費（特例）控除 ⑨			
社会保険料控除 ⑩					
生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑪					
障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑫					
配偶者控除 ⑬					
配偶者特別控除 ⑭					
扶養控除 ⑮					
基礎控除 ⑯					
所得控除額の計 ⑰					
課税される所得金額		総所得 ⑰			
⑰の金額を⑯、⑰、⑱から順に控除	所得 ⑱				
	所得 ㉑				
	所得 ㉒				
算出税額	㉒に対する税額 ㉓				
	㉑に対する税額 ㉔				
	㉑に対する税額 ㉕				
	計 ㉖				
税金から差し引かれる金額	控除 ㉗				
	控除 ㉘				
	控除 ㉙				
差引所得税額（㉖ - ㉗ - ㉘ - ㉙） （引ききれないときは0）	㉚				
災害減免額、所得税に係る外国税額控除額	㉛				
所得税に係る源泉徴収税額	㉜				
再差引所得税額（㉚ - ㉛ - ㉜ - ㉝） （引ききれないときは0）	㉞				
㉞ × 2.1%	㉟				
申告納税見積額（㉞ + ㉟）	㊱			円	
予定納税額	第1期 ㊲				
	第2期 ㊳				

( ) 枚のうち ( ) 枚目

青特  
・農  
白

改正後

改正前

個⑫ 021-02 更正決定等通知書（別表 次葉）

(同左)

別表（次葉） 平成 年分

別表（次葉） 平成 年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

区 分		① 前の額 円	② 後の額 円	③ 増減 (△印) 差額 (②-①)
⑤⑦-⑤⑧の金額	⑤⑨			/
適用資産等について国外転出をする 場合の譲渡所得等の特例等の適用が ないものとした場合における外国税額 控除後の所得税及び復興特別所得税の額	⑥⑩			
⑤⑨-⑥⑩の金額	⑥⑪			
国外転出をする場合の譲渡所得等の 特例等に係る納税猶予分の所得税 及び復興特別所得税の額 〔 ⑥⑪<④④の場合 ⑥⑪の金額 〕 〔 ⑥⑪≧④④の場合 ④④の金額 〕	⑥⑫			円

区 分		① 前の額 円	② 後の額 円	③ 増減 (△印) 差額 (②-①)
⑤④-⑤⑤の金額	⑤⑥			/
適用資産等について国外転出をする 場合の譲渡所得等の特例等の適用が ないものとした場合における外国税額 控除後の所得税及び復興特別所得税の額	⑤⑦			
⑤⑥-⑤⑦の金額	⑤⑧			
国外転出をする場合の譲渡所得等の 特例等に係る納税猶予分の所得税 及び復興特別所得税の額 〔 ⑤⑧<④④の場合 ⑤⑧の金額 〕 〔 ⑤⑧≧④④の場合 ④④の金額 〕	⑤⑨			円

(注1) ③の⑥⑫欄には、国外転出をする場合の譲渡所得等の所得金額が更正により増加する場合、その増加する所得金額のうち納税猶予の対象とならない資産に基づく所得金額を除いて計算した外国税額控除後の所得税及び復興特別所得税が記載されています。

(注2) ⑥⑫欄には、⑤⑨-⑥⑩の金額が負の場合、0と記載されています。

(注1) ③の⑤⑨欄には、国外転出をする場合の譲渡所得等の所得金額が更正により増加する場合、その増加する所得金額のうち納税猶予の対象とならない資産に基づく所得金額を除いて計算した外国税額控除後の所得税及び復興特別所得税が記載されています。

(注2) ⑤⑧欄には、⑤⑥-⑤⑦の金額が負の場合、0と記載されています。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

個⑫ 023 更正決定等通知書 (付表の一)

平成 年分 総所得金額等の計算書 (損益通算用) (通知書の別表の「所得金額」欄の⑥、⑦、⑧及び⑨の各欄の金額は、この計算書によって計算してあります。)

1 経常所得内の損益通算 氏名 \_\_\_\_\_ 殿

所得の種類	通算前	損失額又は所得金額
A 事業	円	① 円
不動産		②
利子		③
配当		④
給与		⑤
雑		⑥
経常所得の合計額 (①~⑥の合計額)		⑦

2 譲渡・一時所得内の損益通算

所得の種類	通算前	第1次通算後 (特別控除前)	第2次通算後 (特別控除前)	特別控除額	特別控除後の金額	損失額又は所得金額
B 譲渡・一時	円	第1次通算	第2次通算	円	円	② 円
短期 分離譲渡						③
短期 総合譲渡						④
長期 分離譲渡						⑤
長期 総合譲渡						⑥
一時						⑦

⑥欄には、通算後の譲渡所得の赤字があるとき、一時所得からその赤字を差し引いた金額が記載されています。

3 「経常所得」、「譲渡・一時所得」、「山林所得」、「退職所得」間の損益通算

所得の種類	通算前	第1次通算後	第2次通算後	第3次通算後	損失額又は所得金額
A 経常所得	① 円	第1次通算	第2次通算	第3次通算	⑦ 円
B 譲渡	②	1	2	3	⑧
短期 分離譲渡	③				⑨
短期 総合譲渡	④				⑩
長期 分離譲渡 (特定損失額)	⑤				⑪
長期 総合譲渡	⑥				⑫
一時					⑬
C 山林					⑭
D 退職					⑮

Aの赤字又はBの赤字は、まずBの黒字又はAの黒字から、次にC→Dの黒字の順に差し引いてあります。Cの赤字は、A→B→Dの黒字の順に差し引いてあります。

4 総所得金額等の赤字(純損失額)の内訳 (被災事業用資産の損失額、変動所得の損失額及び(特定)居住用財産の譲渡損失の金額が内書きされています。)

総所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字
内 △ 円	内 △ 円	内 △ 円	内 △ 円

5 総所得金額等の計算(前年からの純損失等の繰越控除は付表の二、付表の九又は付表の九の二で計算してあります。)

	① 通算後の所得金額 (⑦+⑧+⑩+⑫)× $\frac{1}{2}$	② 特別控除額	③ 所得金額 (①-②)
総所得	円		円
所得		円	
所得			
所得			

付表の一

31.3

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正前

(同左)

平成 年分 総所得金額等の計算書 (損益通算用) (通知書の別表の「所得金額」欄の⑥、⑦及び⑧の各欄の金額は、この計算書によって計算してあります。)

1 経常所得内の損益通算 氏名 \_\_\_\_\_ 殿

所得の種類	通算前	損失額又は所得金額
A 事業	円	① 円
不動産		②
利子		③
配当		④
給与		⑤
雑		⑥
経常所得の合計額 (①~⑥の合計額)		⑦

2 譲渡・一時所得内の損益通算

所得の種類	通算前	第1次通算後 (特別控除前)	第2次通算後 (特別控除前)	特別控除額	特別控除後の金額	損失額又は所得金額
B 譲渡・一時	円	第1次通算	第2次通算	円	円	② 円
短期 分離譲渡						③
短期 総合譲渡						④
長期 分離譲渡						⑤
長期 総合譲渡						⑥
一時						⑦

⑥欄には、通算後の譲渡所得の赤字があるとき、一時所得からその赤字を差し引いた金額が記載されています。

3 「経常所得」、「譲渡・一時所得」、「山林所得」、「退職所得」間の損益通算

所得の種類	通算前	第1次通算後	第2次通算後	第3次通算後	損失額又は所得金額
A 経常所得	① 円	第1次通算	第2次通算	第3次通算	⑦ 円
B 譲渡	②	1	2	3	⑧
短期 分離譲渡	③				⑨
短期 総合譲渡	④				⑩
長期 分離譲渡 (特定損失額)	⑤				⑪
長期 総合譲渡	⑥				⑫
一時					⑬
C 山林					⑭
D 退職					⑮

Aの赤字又はBの赤字は、まずBの黒字又はAの黒字から、次にC→Dの黒字の順に差し引いてあります。Cの赤字は、A→B→Dの黒字の順に差し引いてあります。

4 総所得金額等の赤字(純損失額)の内訳 (被災事業用資産の損失額、変動所得の損失額及び(特定)居住用財産の譲渡損失の金額が内書きされています。)

総所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字
内 △ 円	内 △ 円	内 △ 円	内 △ 円

5 総所得金額等の計算(前年からの純損失等の繰越控除は付表の二、付表の九又は付表の九の二で計算してあります。)

	① 通算後の所得金額 (⑦+⑧+⑩+⑫)× $\frac{1}{2}$	② 特別控除額	③ 所得金額 (①-②)
総所得	円		円
所得		円	
所得			
所得			

付表の一

30.3

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

個⑫ 025 更正決定等通知書 (付表の二)

総所得金額等の計算書 (通知書の別表の「所得金額」欄の⑥、⑦、⑧及び⑨の各欄の金額は、この計算書によって計算してあります。)

平成 年分

1 純損失の繰越控除

(1) 同一所得内の控除

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

	繰越控除前の 所得金額	繰越純損失額 (前年から繰り越 された純損失の 金額)	差 引 計 (A-B)	④ の 金 額 (分離譲渡所得相 互間の赤字、黒字 の控除後の金額)	「④」欄には、「分離 短期譲渡」と「分離長 期譲渡」の④の金額の うち一方が赤字で他 方が黒字であるとき は、その赤字と黒字を 相殺した後の金額が 書いてあります。
総 所 得	①	②	③	④	
所得	②				
所得	③				
山 林 所 得	④				
退 職 所 得	⑤				

(2) 所得相互間の控除

①のうち、赤字  
の金額の合計額 ⑥ △ 円

	⑤ ①のうち、黒字の金額	⑥ 差し引かれる⑥の赤字の金額	⑦ 純損失控除後の金額 (⑤-⑥)	「⑦」の「⑫~⑭」欄には、 「⑥」欄の⑦~⑩までの順に 充てられる「⑥」欄の赤字の 金額が書いてあります。
総 所 得	⑦	⑧	⑨	
所得	⑧	⑩	⑪	
所得	⑨	⑫	⑬	
山 林 所 得	⑩	⑭	⑮	
退 職 所 得	⑪	⑯	⑰	

2 雑損失の繰越控除

繰越雑損失額  
(前年から繰り越さ  
れた雑損失の金額) ⑱ △ 円

	⑭ 雑損失控除前の所得金額	⑮ 差し引かれる⑱の赤字の金額	⑯ 雑損失控除後の金額 (⑭-⑮)	「⑯」の「⑲~㉑」欄には、 「⑱」欄の⑲~㉑までの順に 充てられる「⑱」欄の赤字の 金額が書いてあります。
総 所 得	⑲	⑳	㉑	
所得	⑳	㉒	㉓	
所得	㉑	㉔	㉕	
所得	㉒	㉖	㉗	
山 林 所 得	㉓	㉘	㉙	
退 職 所 得	㉔	㉚	㉛	

3 総所得金額等の計算

	繰越損失控除後の金額 (1又は2による 赤字控除後の金額)	⑰ 特 別 控 除 額	⑱ 所得金額 (⑱-⑰)	「⑱」欄には、1の(1)の「⑯」 欄の金額、2の「⑱」欄の金 額又は2の「⑰」欄の金額が 書いてあります。
総 所 得	⑳	㉑	㉒	
所得	㉑	㉒	㉓	
所得	㉒	㉓	㉔	
所得	㉓	㉔	㉕	
山 林 所 得	㉔	㉕	㉖	
退 職 所 得	㉕	㉖	㉗	

( ) 枚のうち ( ) 枚目

31.3

付表の二

改正前

(同左)

総所得金額等の計算書 (通知書の別表の「所得金額」欄の⑥、⑦及び⑧の各欄の金額は、この計算書によって計算してあります。)

平成 年分

1 純損失の繰越控除

(1) 同一所得内の控除

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

	繰越控除前の 所得金額	繰越純損失額 (前年から繰り越 された純損失の 金額)	差 引 計 (A-B)	④ の 金 額 (分離譲渡所得相 互間の赤字、黒字 の控除後の金額)	「④」欄には、「分離 短期譲渡」と「分離長 期譲渡」の④の金額の うち一方が赤字で他 方が黒字であるとき は、その赤字と黒字を 相殺した後の金額が 書いてあります。
総 所 得	①	②	③	④	
所得	②				
所得	③				
山 林 所 得	④				
退 職 所 得	⑤				

(2) 所得相互間の控除

①のうち、赤字  
の金額の合計額 ⑥ △ 円

	⑤ ①のうち、黒字の金額	⑥ 差し引かれる⑥の赤字の金額	⑦ 純損失控除後の金額 (⑤-⑥)	「⑦」の「⑫~⑭」欄には、 「⑥」欄の⑦~⑩までの順に 充てられる「⑥」欄の赤字の 金額が書いてあります。
総 所 得	⑦	⑧	⑨	
所得	⑧	⑩	⑪	
所得	⑨	⑫	⑬	
山 林 所 得	⑩	⑭	⑮	
退 職 所 得	⑪	⑯	⑰	

2 雑損失の繰越控除

繰越雑損失額  
(前年から繰り越さ  
れた雑損失の金額) ⑱ △ 円

	⑭ 雑損失控除前の所得金額	⑮ 差し引かれる⑱の赤字の金額	⑯ 雑損失控除後の金額 (⑭-⑮)	「⑯」の「⑲~㉑」欄には、 「⑱」欄の⑲~㉑までの順に 充てられる「⑱」欄の赤字の 金額が書いてあります。
総 所 得	⑲	⑳	㉑	
所得	⑳	㉒	㉓	
所得	㉑	㉔	㉕	
所得	㉒	㉖	㉗	
山 林 所 得	㉓	㉘	㉙	
退 職 所 得	㉔	㉚	㉛	

3 総所得金額等の計算

	繰越損失控除後の金額 (1又は2による 赤字控除後の金額)	⑰ 特 別 控 除 額	⑱ 所得金額 (⑱-⑰)	「⑱」欄には、1の(1)の「⑯」 欄の金額、2の「⑱」欄の金 額又は2の「⑰」欄の金額が 書いてあります。
総 所 得	⑳	㉑	㉒	
所得	㉑	㉒	㉓	
所得	㉒	㉓	㉔	
所得	㉓	㉔	㉕	
山 林 所 得	㉔	㉕	㉖	
退 職 所 得	㉕	㉖	㉗	

( ) 枚のうち ( ) 枚目

30.3

付表の二

改正後

個⑫ 027 更正決定等通知書 (付表の三)

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書 (通知書の別表の「算出税額」欄の「⑫」に対する税額)は、この計算書によって計算してあります。

平成 年分		氏名		殿	
		① 前の額	② 後の額	③ 増減(△印)差額 (②-①)	
本年分の変動所得の金額	事業所得・営業等	①			
	雑所得	②			
	計 (赤字の場合は0)	③			
臨時所得の金額	事業所得	営業等	④		
		農業	⑤		
	不動産所得	⑥			
	雑所得	⑦			
	計 (赤字の場合は0)	⑧			
	変動所得の超過額	前年以前2年間に変動所得の金額がある場合	前内年の以前年分	⑨	
前年分			⑩		
平均 $\frac{⑨+⑩}{2}$ (赤字の場合は0)			⑪		
超過額 (③-⑪)		⑫			
前年以前2年間に変動所得の金額がない場合 (③の金額そのまま)	⑬				
変動所得の超過額と臨時所得の金額との合計 (平均課税対象金額)		⑭			
課税される所得金額(総所得)		⑮			
⑭の金額が⑮の金額を超える場合	調整所得金額 $(⑭-⑮ \times \frac{1}{5})$ (1,000円未満の端数切捨て)	⑯			
	特別所得金額 (⑭-⑯)	⑰			
⑭の金額が⑮の金額以下の場合	調整所得金額 $(⑭ \times \frac{1}{5})$ (1,000円未満の端数切捨て)	⑱			
	特別所得金額 (⑭-⑱)	⑲			
調整所得金額 ⑱ に対する税額		⑳			
平均税率 $(\frac{⑳}{⑱} \times 100)$ (小数点以下切捨て)		㉑			
特別所得金額 ⑲ に対する税額 (⑲ × ㉑)		㉒			
課税される所得金額(総所得)に対する税額 (㉑+㉒)		㉓			

( )枚のうち( )枚目

31.3

付表の三

改正前

(同左)

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書 (通知書の別表の「算出税額」欄の「⑬」に対する税額)は、この計算書によって計算してあります。

平成 年分		氏名		殿	
		① 前の額	② 後の額	③ 増減(△印)差額 (②-①)	
本年分の変動所得の金額	事業所得・営業等	①			
	雑所得	②			
	計 (赤字の場合は0)	③			
臨時所得の金額	事業所得	営業等	④		
		農業	⑤		
	不動産所得	⑥			
	雑所得	⑦			
	計 (赤字の場合は0)	⑧			
	変動所得の超過額	前年以前2年間に変動所得の金額がある場合	前内年の以前年分	⑨	
前年分			⑩		
平均 $\frac{⑨+⑩}{2}$ (赤字の場合は0)			⑪		
超過額 (③-⑪)		⑫			
前年以前2年間に変動所得の金額がない場合 (③の金額そのまま)	⑬				
変動所得の超過額と臨時所得の金額との合計 (平均課税対象金額)		⑭			
課税される所得金額(総所得)		⑮			
⑭の金額が⑮の金額を超える場合	調整所得金額 $(⑭-⑮ \times \frac{1}{5})$ (1,000円未満の端数切捨て)	⑯			
	特別所得金額 (⑭-⑯)	⑰			
⑭の金額が⑮の金額以下の場合	調整所得金額 $(⑭ \times \frac{1}{5})$ (1,000円未満の端数切捨て)	⑱			
	特別所得金額 (⑭-⑱)	⑲			
調整所得金額 ⑱ に対する税額		⑳			
平均税率 $(\frac{⑳}{⑱} \times 100)$ (小数点以下切捨て)		㉑			
特別所得金額 ⑲ に対する税額 (⑲ × ㉑)		㉒			
課税される所得金額(総所得)に対する税額 (㉑+㉒)		㉓			

( )枚のうち( )枚目

30.3

付表の三

改正後

改正前

(削除)

個⑫ 039-02 更正決定等通知書 (付表の九の二 (平成 22 年分) )

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書 (東日本大震災用)

通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。

平成22年分 氏名 \_\_\_\_\_ 殿

1 繰越損失額控除前の所得金額

総所得	所得	所得	所得	所得					
①	円	②	円	③	円	④	円	⑤	円

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額

損失の種類		①前年から繰り越された損失額	②本年分の所得から控除される繰越損失額	③翌年への繰越損失額 (①-②)
19年分	純 青色の場合	山林以外の所得の損失	円	/
		山林所得の損失		
	損 白色の場合	変動所得の損失		
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林	
		(特定)居住用財産分		
雑損失				
20年分	純 青色の場合	山林以外の所得の損失		円
		山林所得の損失		
	損 白色の場合	変動所得の損失		
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林	
		(特定)居住用財産分		
雑損失				
21年分	純 青色の場合	山林以外の所得の損失		円
		山林所得の損失		
	損 白色の場合	変動所得の損失		
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林	
		(特定)居住用財産分		
雑損失				
本年分	純 青色の場合	被災純損失以外の損失	山林以外 山林	(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額は、下の3により計算してあります。
		変動所得の損失		
	損 白色の場合	被災事業用資産の損失	山林以外 山林	
		被災純損失(青・白)	山林以外 山林	
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失 特定雑損失		

株式等の譲渡所得等	④欄、⑤欄及び⑥欄には、前年から繰り越された	①	円
上場株式等の配当所得	雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いて	②	
先物取引の雑所得等	あります。	③	

(注)「①前年から繰り越された損失額」は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

	④ 純損失の金額 (前年へ繰り戻した純損失の金額は除いてあります。)	⑤ (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	⑥ 翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額 (④-⑤)
本年分	円	円	円

( ) 枚のうち ( ) 枚目

付表の九の二

改正後

改正前

(削除)

個⑫ 039-04 更正決定等通知書 (付表の九の二 (平成 23 年分) )

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書  
(東日本大震災用)

(通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。)

平成23年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

1 繰越損失額控除前の所得金額

①	所得	所得	所得	所得	所得
円	円	円	円	円	円

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額

損 失 の 種 類	①前年から繰り越された損失額	②本年分の所得から控除される繰越損失額	③翌年への繰越損失額 (①-②)
20年分	純 損 失	20年分が青色の場合 山林以外の所得の損失 山林所得の損失	/
		20年分が白色の場合 被災事業用資産の損失 山林以外の山林 (特定)居住用財産分	
	雑損失		
	21年分	純 損 失	
21年分が白色の場合 被災事業用資産の損失 山林以外の山林 (特定)居住用財産分			
雑損失			
22年分	純 損 失	22年分が青色の場合 被災純損失以外の損失 山林	/
		22年分が白色の場合 被災事業用資産の損失 山林以外の山林 被災純損失 (青・白) 山林	
	雑損失		
	特定雑損失以外の雑損失 特定雑損失		
本年分	純 損 失	本年分が青色の場合 被災純損失以外の損失 山林 平成23年 純損失 山林	(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額は、下の3により計算してあります。
		本年分が白色の場合 被災事業用資産の損失 山林以外の山林 平成23年 特定純損失 山林	
	青・白 被災純損失 山林		
	(特定)居住用財産分		
	雑損失		
	特定雑損失以外の雑損失 特定雑損失		

株式等の譲渡所得等	①欄、②欄及び③欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	④	円
上場株式等の配当所得		⑤	
先物取引の雑所得等		⑥	

(注) ①前年から繰り越された損失額は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。また、平成22年分の損失額については、その損失額の繰越控除期間が短いものから先に差し引いて計算してあります。

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

	①純損失の金額 (前年へ繰り戻した純損失の金額は除いてあります。)	②(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	③翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額 (①-②)
本年分	円	円	円

( ) 枚のうち ( ) 枚目

付表の九の二



改正後

改正前

(削除)

個⑫ 049 特別還付金の 通知書 (変更決定・請求用)

□□□□-□□□□
殿

第\_\_\_\_号 (番 号)  
平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

平成\_\_\_\_年分の特別還付金の\_\_\_\_通知書

あなたが平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付でされた平成\_\_\_\_年分の特別還付金の変更決定請求について、\_\_\_\_します。

	変更決定前の額	変更決定後の額	増加又は減少する額
特別還付金の額	円	円	円
加算金の額			

この結果、この通知により増加する特別還付金の額は、上の表の太い枠内ようになります。  
この納付すべき特別還付金の額は、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局含む。））又は当税務署に納付してください。  
なお、納付が期限に遅れますと、納期限の翌日から納付日までの延滞金を併せて納付する必要があります。

○ この決定の理由


○この決定は、\_\_\_\_国税局の職員の調査に基づいて行いました。  
( ) のうち( ) 目

改正後

改正前

(削除)

個⑫ 051 特別還付金の 通知書 (変更決定・職権用)

□□□-□□□□
殿

第\_\_\_\_号 (番 号)  
平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

平成\_\_\_\_年分の特別還付金の変更決定通知書

平成\_\_\_\_年分の特別還付金について、次のとおり変更決定します。

	変更決定前の額	変更決定後の額	増加又は減少する額
特別還付金の額	円	円	円
加算金の額			

この結果、この通知により <sup>増加する</sup>納付すべき特別還付金の額は、上の表の太い枠内になります。  
この納付すべき特別還付金の額は、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局含む。））又は当税務署に納付してください。  
なお、納付が期限に遅れますと、納期限の翌日から納付日までの延滞金を併せて納付する必要があります。

○ この決定の理由


○この決定は、\_\_\_\_ 国税局の職員の調査に基づいて行いました。  
( ) のうち ( ) 目